社会福祉法人稚内木馬館定款

目次

第１章　総則（第１条―第５条）
第２章　評議員及び評議員会
第１節　評議員（第６条―第10条）
第２節　評議員会（第11条―第16条）
第３章　役員及び理事会並びに職員
第１節　役員（第17条―第26条）
第２節　理事会（第27条―第32条）
第３節　職員（第33条）
第４章　資産及び会計（第34条―第41条）
第５章　解散及び合併（第42条―第44条）
第６章　定款の変更（第45条）
第７章　公告の方法その他（第46条・第47条）
附則

第１章　総則

（名称）

第１条　この社会福祉法人（社会福祉法（昭和26年法律第45号）以下「法」という。第22条に規定する社会福祉法人をいう。）の名称は、社会福祉法人稚内木馬館（以下「法人」という。）という。

（事務所の所在地）

第２条　法人は、事務所を北海道稚内市萩見４丁目11番６号に置く。

（目的）

第３条　法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫をすることにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じた自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的とする。

（事業）

第４条　法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

（１）　老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する老人デイサービス事業及び

認知症対応型老人共同生活介護事業の経営

（2）障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律　（平成 17 年法律第 123 号）に規定する障害福祉サービス事業及び相談支援事業の経営

（3）　前２号に掲げるもののほか、法人の目的を達成するために必要な事業

（経営の原則）

第５条　法人は、社会福祉事業（法第２条第１項に規定する社会福祉事業をいう。以下同じ。）の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

２　法人は、社会福祉事業及び公益事業（法第26条第１項に規定する公益事業をいう。以下同じ。）を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者（地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等をいう。）に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するよう努めるものとする。

第２章　評議員及び評議員会

第１節　評議員

（定数）

第６条　法人に、評議員７人を置く。

（選任及び解任）

第７条　評議員の選任及び解任は、法人が設置する評議員選定委員会において行う。

２　評議員選定委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

（1）　監事　２人

（2）　本部事務局職員　１人

（3）　外部委員　２人

３　評議員の選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。

４　評議員選定委員会の運営の細則は、理事会において定める。

（資格等）

第８条　評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者であって、次に掲げる者でないものから選任しなければならない。

（1）　法人

（2）　成年被後見人又は被保佐人

（3）　法、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164

号)、老人福祉法（昭和38年法律第133号）又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

（4） 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

（5） 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

2 評議員は、役員又は法人の職員を兼ねることができない。

3 評議員のうちには、各評議員について、次に掲げる特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（1） 当該評議員の配偶者又は三親等以内の親族

（2） 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

（3） 当該評議員の使用人

（4） 当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

（5） 前２号に掲げる者の配偶者

（6） 第２号から第４号までに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

（7） 当該評議員が役員又は業務を執行する社員である他の同一の団体の役員若しくは業務を執行する社員又は職員（当該評議員及び当該他の同一の団体の役員若しくは業務を執行する社員又は職員である当該法人の評議員の合計数の当該法人の評議員の総数のうちに占める割合が、３分の１を超える場合に限る。)

（8） 当該評議員が評議員となっている他の社会福祉法人の役員若しくは業務を執行する社員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該法人の評議員、役員及び業務を執行する社員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。)

（9） 次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該法人の評議員の総数の当該法人の評議員の総数のうちに占める割合が、３分の１を超える場合に限る。)

ア 国の機関

イ 地方公共団体

ウ　独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第２条第１項に規定する独立行政法人

エ　国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第２条第１項に規定する国立大学法人又は同条第３項に規定する大学共同利用機関法人

オ　地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第２条第１項に規定する地方独立行政法人

カ　特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人であって、総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）第４条第９号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

4　評議員のうちには、各役員について、次に掲げる特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（1）　当該役員の配偶者又は三親等以内の親族

（2）　当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

（3）　当該役員の使用人

（4）　当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

（5）　前２号に掲げる者の配偶者

（6）　第２号から第４号までに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

（7）　当該役員が役員又は業務を執行する社員である他の同一の団体の役員若しくは業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員若しくは業務を執行する社員又は職員である当該法人の評議員の総数の当該法人の評議員の総数のうちに占める割合が、３分の１を超える場合に限る。）

（8）　当該役員が評議員となっている他の社会福祉法人の役員若しくは業務を執行する社員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該法人の評議員、役員及び業務を執行する社員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

（任期）

第９条　評議員の任期は、選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会議（第 13 条に規定する定時評議員会議をいう。以下同じ。）の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

３　評議員は、再任されることができる。

（報酬等）

第10条　評議員は、無報酬とする。

２　評議員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

３　前項の費用弁償に関する必要な支給基準については、評議員会の会議（以下「評議員会議」という。）の決議により別に定める。

第２節　評議員会

（構成）

第11条　評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

（権限）

第12条　評議員会は、次に掲げる事項を評議員会議で決議する。

（１）　役員の選任及び解任

（２）　役員報酬等の額

（３）　評議員の費用弁償に関する必要な支給基準

（４）　予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告

（５）　予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

（６）　定款の変更

（７）　合併

（８）　解散（合併又は破産による解散を除く。以下この条において同じ。）

（９）　解散した場合における残余財産の帰属者の選定

（10）　その他評議員会議で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（評議員会議の開催）

第13条　評議員会議は、定時評議員会議及び臨時評議員会議とする。

２　定時評議員会議は、毎会計年度の終了後３月以内に理事長が招集する。

３　臨時評議員会議は、必要に応じて理事長が招集する。

４　理事長は、評議員から評議員会議に付議すべき事項及び招集の理由を示して、臨時評議員会議の招集を請求された場合には、その請求のあった日から４週間以内にこれを招集しなければならない。

（議長の選出）

第14条　評議員会議に議長を置く。

2　議長は、その都度評議員の互選で定める。

（決議）

第15条　評議員会議は、評議員総数（第４項に規定する特別の利害を有する評議員を除く。以下同じ。）の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。

2　評議員会議の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3　前項の規定にかかわらず、次に掲げる評議員会議の決議は、評議員総数の３分の２以上に当たる多数をもって行わなければならない。

（1）　監事の解任

（2）　役員又は評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任の一部免除

（3）　定款の変更

（4）　社会福祉法人の解散

（5）　吸収合併消滅社会福祉法人の吸収合併契約の承認

（6）　吸収合併存続社会福祉法人の吸収合併契約の承認

（7）　新設合併消滅社会福祉法人の新設合併契約の承認

4　評議員会議の決議について、特別の利害を有する評議員は、その議事の議決に加わることができない。

5　役員は、評議員会議において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（1）　当該事項が評議員会議の目的である事項に関しないものである場合

（2）　評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合（次に掲げる場合を除く。）

ア　当該評議員が評議員会議の日より相当の期間前に当該事項を法人に対して通知した場合

イ　当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合

（3）　評議員が説明を求めた事項について説明をすることにより法人その他の者（当該評議員を除く。）の権利を侵害することとなる場合

（4）　評議員が当該評議員会議において実質的に同一の事項について繰り返して説

明を求める場合
（5） 前各号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことについて正当な理由がある場合

（議事録）

第16条 議長及び評議員会議において選任した評議員2人は、評議員会議の議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

2 議事録は、次に掲げる事項を記載するものとする。
（1） 評議員会議が開催された日時及び場所
（2） 評議員会議の議事の経過の要領及びその結果
（3） 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
（4） 次に掲げる事項について監事から評議員会議において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言内容の概要
ア 監事の選任若しくは解任又は辞任に関すること。
イ 評議員会議に提出しようとする議案、書類等の調査結果に関すること。
ウ 監事の報酬等に関すること。
（5） 評議員会議に出席した評議員又は役員の氏名又は名称
（6） 評議員会議の議長の氏名
（7） 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第3章 役員及び理事会並びに職員

第1節 役員

（定数）

第17条 法人に、次の役員を置く。
（1） 理事 6人
（2） 監事 2人

（理事長及び副理事長）

第18条 法人に、理事長及び副理事長各1人を置く。

2 理事長は、理事の互選により選出する。

3 副理事長は、理事長の指名により理事会の同意を得て選出する。

（常務理事）

第19条 法人に、常務理事2人以内を置くことができる。

２　常務理事は、理事長の指名により理事会の同意を得て選出する。

（選任及び解任）

第20条　役員の選任は、評議員会議の決議により行う。

２　役員が次の各号のいずれかに該当するときは、評議員会議の決議によって、当該役員を解任することができる。

（１）　職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（２）　心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

（資格等）

第21条　役員は、次に掲げる者でないものから選任しなければならない。

（１）　法人

（２）　成年被後見人又は被保佐人

（３）　法、生活保護法（昭和25年法律第144号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、老人福祉法（昭和38年法律第133号）又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

（４）　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

（５）　所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

２　監事は、理事又は法人の職員を兼ねることができない。

３　理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

（１）　社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

（２）　稚内市内における福祉に関する実情に通じている者

（３）　法人内事業所の管理者

４　監事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

（１）　社会福祉事業について識見を有する者

（２）　財務管理について識見を有する者

５　理事のうちには、各理事について、次に掲げる特殊の関係がある者が３人を超えて含まれ、又は理事の総数の３分の１を超えて含まれてはならない。

（１）　当該理事の配偶者又は三親等以内の親族

（２）　当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

（３）　当該理事の使用人

（4） 当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

（5） 前２号に掲げる者の配偶者

（6） 第２号から第４号までに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

（7） 当該理事が役員又は業務を執行する社員である他の同一の団体の役員若しくは業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員若しくは業務を執行する社員又は職員である当該法人の理事の総数の当該法人の理事の総数のうちに占める割合が、３分の１を超える場合に限る。）

（8） 第８条第３項第９号に規定する団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該法人の評議員の総数の当該法人の評議員の総数のうちに占める割合が、３分の１を超える場合に限る。）

6 監事のうちには、各役員について、次に掲げる特殊の関係がある者が含まれてはならない。

（1） 当該監事の配偶者又は三親等以内の親族

（2） 当該役員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

（3） 当該役員の使用人

（4） 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

（5） 前２号に掲げる者の配偶者

（6） 第２号から第４号までに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

（7） 当該理事が役員又は業務を執行する社員である他の同一の団体の役員若しくは業務を執行する社員又は職員（当該他の同一の団体の役員若しくは業務を執行する社員又は職員である当該法人の理事の総数の当該法人の理事の総数のうちに占める割合が、３分の１を超える場合に限る。）

（8） 当該監事が役員又は業務を執行する社員である他の同一の団体の役員若しくは業務を執行する社員又は職員（当該監事及び当該他の同一の団体の役員若しくは業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事の合計数の当該社会福祉法人の監事の総数のうちに占める割合が、３分の１を超える場合に限る。）

（9） 当該役員が評議員となっている他の社会福祉法人の理事若しくは業務を執行する社員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該法人の評議

員、役員及び業務を執行する社員の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の半数を超える場合に限る。）

(10)　第８条第３項第９号に規定する団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（当該団体の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員である者を除く。）である当該法人の監事の総数の当該法人の監事の総数のうちに占める割合が、３分の１を超える場合に限る。）

（任期）

第22条　役員の任期は、選任後２年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会議の終結の時までとする。

２　任期の満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

３　役員は、再任されることができる。

４　理事長、副理事長及び常務理事の任期は、理事として在任する期間とする。

（理事の職務及び権限等）

第23条　理事は、法令及びこの定款を遵守し、法人のため忠実にその職務を行わなければならない。

２　理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、法人を代表し、その業務を執行する。

３　副理事長は、理事長を補佐する。

４　常務理事は、理事長の命を受けて、法人の運営や業務の一般総括を行うとともに、理事会が定める担当業務を処理する。

５　理事長及び常務理事は、毎会計年度に４月を超える間隔で２回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（理事長の職務の代理）

第24条　理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、副理事長並びに理事長があらかじめ指名する常務理事及び理事が順次に理事長の職務を代理する。

２　理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、副理事長が理事長の職務を代理する。

（監事の職務及び権限等）

第25条　監事は、理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況を監査しなければならない。

２　監事は、毎年定期的に監査報告書を作成し、理事会議及び評議員会議に報告するものとする。

３　監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

４　監事は、第２項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、理事会議及び評議員会議に出席して意見を述べることができる。

（報酬等）

第26条　役員の報酬は、勤務実態に即して支給することができる。ただし、役員の地位にあることのみによっては、支給しないものとする。

２　役員には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

３　前２項の報酬等に関する必要な支給基準については、評議員会議の決議により別に定める。

第２節　理事会

（構成）

第27条　理事会は、全ての理事をもって構成する。

（権限）

第28条　理事会は、次に掲げる職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては、理事長が専決し、これを理事会に報告する。

（１）　法人の業務執行の決定

（２）　理事の職務の執行の監督

（３）　理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

（４）　予算、決算、基本財産の処分、事業計画及び事業報告

（５）　予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄

（６）　第４条各号に規定する事業を行う所（以下「事業所」という。）の長（以下「管理者」という。）の任命及び重要な人事

（７）　評議員の選任候補者の推薦及び解任の提案

（８）　前各号に掲げるもののほか、この法人の業務に関する重要事項で、理事会の会議（以下「理事会議」という。）において必要と認める事項

（理事会議の開催）

第29条　理事会議は、理事長がこれを招集する。

２　理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会議の目的である事項を示して、理事

会議の招集を請求することができる。
3　前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会議の日とする理事会議の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会議を招集することができる。

（議長）

第30条　理事会議に議長を置き、理事長がこれに当たる。

（決議）

第31条　理事会議の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2　前項の決議について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

3　第1項の規定にかかわらず、理事が理事会議の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会議の決議があったものとみなす。

（議事録）

第32条　議長及び理事会議に出席した監事は、理事会議の議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない。

2　議事録は、次に掲げる事項を記載するものとする。

（1）　理事会議が開催された日時及び場所

（2）　理事会議が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨

ア　法第45条の14第2項の規定により理事の請求を受けて招集されたもの

イ　法第45条の14第3項の規定により理事が招集したもの

ウ　法第45条の18第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第101条第2項の規定により監事の請求を受けて招集されたもの

エ　法第45条の18第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第101条第3項の規定により監事が招集したもの

（3）　理事会議の議事の経過の要領及びその結果

（4）　決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該

理事の氏名

（5） 次に掲げる事項について理事会議において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

ア 法第 45 条の 16 第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 92 条第2項に規定する法人との取引等の制限に関すること。

イ 法第 45 条の 18 第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 100 条に規定する監事の理事への報告義務に関すること。

ウ 法第 45 条の 18 第3項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 101 条第1項に規定する監事の理事会議への出席義務等に関すること。

（6） 理事長以外の理事会議に出席した役員の氏名又は名称

（7） 理事会議の議長の氏名

（8） 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

3 次の各号に掲げる場合には、理事会議の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

（1） 法第 45 条の 14 第9項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の規定により理事会議の決議があつたものとみなされた場合 次に掲げる事項

ア 理事会議の決議があったものとみなされた事項の内容

イ アの事項の提案をした理事の氏名

ウ 理事会議の決議があったものとみなされた日

エ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

（2） 法第 45 条の 14 第9項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第98条第1項の規定により理事会議への報告を要しないものとされた場合 次に掲げる事項

ア 理事会議への報告を要しないものとされた事項の内容

イ 理事会議への報告を要しないものとされた日

ウ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

第3節 職員

第 33 条 法人に、職員若干人を置く。

2 次に掲げる職員（以下「管理者等」という。）の選任及び解任は、理事会議の議決

を経て、理事長が任免する。

（１）　事務局長、部長

（２）　事務局次長、副部長

（３）　課長、管理者

３　管理者等以外の職員は、理事長が任免する。

第４章　資産及び会計

（資産の区分）

第34条　法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の２種とする。

２　基本財産は、別表に定める財産をもって構成する。

３　その他財産は、基本財産以外の財産とする。

４　基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに、第２項に規定するため、必要な手続をとらなければならない。

（基本財産の処分）

第35条　基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会議及び評議員会議の議決を得て、稚内市長の承認を得なければならない。ただし、次に掲げる場合には、稚内市長の承認は必要としない。

（１）　独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供するとき。

（２）　独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下に同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供するとき。（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第36条　法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

２　資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第37条　法人の事業計画及び収支予算については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が次に掲げる書類を作成し、理事会議及び評議員会議の議決を得なければならない。

（１）　事業計画書

（２）　収支予算書

（３）　資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類

（事業報告及び決算）

第 38 条　法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後３月以内に理事長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を経てから、理事会議及び評議員会議の承認を得なければならない。

（１）　事業報告書

（２）　事業報告の附属明細書

（３）　貸借対照表

（４）　収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

（５）　貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

（６）　財産目録

（会計年度）

第 39 条　法人の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月 31 日をもって終わるものとする。

（会計処理の基準）

第 40 条　法人の会計に関しては、法令及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会議において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第 41 条　予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の３分の２以上の同意及び評議員会議の議決がなければならない。

第５章　解散及び合併

（解散）

第 42 条　法人は、次に掲げる事由により解散する。

（１）　評議員会議の議決

（２）　目的たる事業の成功の不能

（３）　合併（合併により当該法人が消滅する場合に限る。）

（４）　破産手続開始の決定

（５）　稚内市長の解散命令

（残余財産の帰属）
第 43 条　解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会議の議決によって社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

（合併）
第 44 条　合併しようとするときは、評議員会議の議決を得て、稚内市長の認可を受けなければならない。

第６章　定款の変更

第 45 条　この定款を変更しようとするときは、評議員会議の議決を得て、稚内市長の認可を受けなければならない。ただし、次に掲げる事項に係るものを除く。

（１）　事務所の所在地
（２）　資産に関する事項（基本財産の増加に限る。）
（３）　公告の方法

２　前項各号に規定する事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を稚内市長に届け出なければならない。

第７章　公告の方法その他

（公告の方法）
第 46 条　法人の公告は、次に掲げるいずれかの方法により行う。

（１）　法人が開設するホームページに掲載する方法
（２）　主たる事業所の公衆の見やすい場所に掲示する方法
（３）　官報に掲載する方法
（４）　稚内市内で発行される新聞又は雑誌に掲載する方法

（施行細則）
第 47 条　この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附　則（平成３年 12 月７日設立）

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長　葛　西　忠
理　事　木　村　謙　二
理　事　舘ヶ沢　浩　二

理　事　山　下　妙　市

理　事　川　嶋　孝　夫

理　事　富　田　勉

理　事　多　田　直　人

理　事　船　木　勲

理　事　中　村　正　人

監　事　大　宮　直　實

監　事　山　口　勝　見

附　則（平成13年3月16日一部変更）

この定款の変更は、北海道知事の認可があった日から施行する。

附　則（平成14年2月4日一部変更）

この定款の変更は、理事会で決定した日をもって施行する。

附　則（平成16年6月8日一部変更）

この定款の変更は、北海道知事の認可があった日から施行する。

附　則（平成16年9月27日一部変更）

この定款の変更は、北海道知事の認可があった日から施行する。

附　則（平成17年4月12日一部変更）

この定款の変更は、北海道知事の認可があった日から施行する。

附　則（平成17年11月2日一部変更）

この定款の変更は、北海道知事の認可があった日から施行する。

附　則（平成19年9月14日一部変更）

この定款の変更は、北海道知事の認可があった日から施行する。

附　則（平成20年10月31日一部変更）

この定款の変更は、北海道知事の認可があった日から施行する。

附　則（平成20年11月20日一部変更）

この定款の変更は、理事会で決定した日をもって施行する。

附　則（平成21年3月30日一部変更）

この定款の変更は、北海道知事の認可があった日から施行する。

附　則（平成21年12月12日第6回理事会決定・平成22年1月5日北海道知事認可）

この定款の変更は、平成22年1月28日から施行する。ただし、別表の改正規定は、

理事会で決定した日から施行する。

附　則（平成 24 年３月 29 日第６回評議員会決定・平成 24 年３月 29 日第９回理事会決定・平成 24 年４月 26 日北海道知事認可）

この定款の変更は、平成 24 年４月１日から施行する。ただし、第１条の改正規定は、北海道知事の認可があった日から施行する。

附　則（平成 24 年 12 月 15 日第５回評議員会決定・平成 24 年 12 月 15 日第５回理事会決定）

この定款の変更は、平成 25 年１月 15 日から施行する。

附　則（平成 25 年５月 28 日第１回評議員会決定・平成 25 年５月 28 日第１回理事会決定・平成 25 年６月 24 日稚内市長認可）

この定款の変更は、稚内市長の認可があった日から施行する。

附　則（平成 27 年 10 月１日第２回評議員会決定・平成 27 年 10 月１日第５回理事会決定・平成 27 年 10 月 23 日稚内市長認可）

この定款の変更は、稚内市長の認可があった日から施行する。

附　則（平成 27 年 12 月 19 日第３回評議員会決定・平成 27 年 12 月 19 日第７回理事会決定・平成 28 年１月６日稚内市長認可）

この定款の変更は、稚内市長の認可があった日から施行し、平成 28 年１月 28 日から適用する。

附　則（平成 29 年１月 23 日第３回評議員会決定・平成 29 年１月 23 日第６回理事会決定・平成 29 年２月６日稚内市長認可）

（施行期日）

第１条　この定款の変更は、稚内市長の認可後、平成 29 年４月１日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第７条の規定は、稚内市長の認可を受けた日（以下「認可日」という。）から施行する。

（経過措置）

第２条　この定款の施行日から起算して３年を経過する日までの間、第６条中「７人」とあるのは「４人以上７人以内」とする。

２　この定款の認可日において現に在任する評議員の任期は、平成 29 年３月 31 日まで延長する。

３　この定款の施行日において現に在任する役員の任期は、第 22 条第１項の規定にかかわらず施行日以後最初に招集される定時評議員会議の終結の時までとする。

附　則（平成 30 年 12 月 15 日第２回評議員会決定・平成 31 年１月７日稚内市長認可）

この定款の変更は、平成 31 年１月１日から施行する。ただし、別表の改正規定は、稚内市長の認可があった日から施行する。

附　則（平成 31 年３月 26 日第３回評議員会決定）

この定款の変更は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則（令和５年３月 30 日第２回評議員会決定・令和５年４月 25 日稚内市長認可）

この定款の変更は、稚内市長の認可があった日から施行する。

別表（第34条関係）

基　　本　　財　　産

1　建物

番号	用　　途	所　在　地	構　　造	床　面　積 (平方メー1212 トル)
1	稚内第一木馬館 （事務所・食堂）	北海道稚内市声問５丁目4067番地33	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	（１棟） 351.54
2	稚内第一木馬館 （作業場）	北海道稚内市声問５丁目4067番地33	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	（１棟） 414.72
3	稚内第一木馬館 （倉庫）	北海道稚内市声問５丁目 4067 番地 33 及び4067番地31	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	（１棟） 129.60
4	メゾンはまなす	北海道稚内市はまなす２丁目1103番地６及び1103番地１	木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建	（１棟） 241.79
5	メゾンしおみ	北海道稚内市潮見２丁目18番地14	木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建	（１棟） 243.25
6	メゾンまーや	北海道稚内市はまなす２丁目1099番地１及び1979番地１	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	（１棟） 248.43
7	メゾンひだまり	北海道稚内市はまなす２丁目1099番地１及び1099番地４	木造合金メッキ鋼板葺平家建	（１棟） 274.10
8	グループホームひだまり及び生活介護センターあん	北海道稚内市はまなす２丁目1099番地４及び979 番地１及び 979 番地10及び1099番地１	木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建	（１棟） 683.10
9	デイサービスセンターひだまり	北海道稚内市潮見２丁目18番地14	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺２階建	（１棟） 233.72

10	手作り工房どーなつ	北海道稚内市中央３丁目 62 番地３	木造カラーメッキ鋼板葺２階建	（１棟） 208.22
11	倉庫	稚内市はまなす１丁目 1134 番地 15	木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建	（１棟） 77.76
12	手作り工房どーなつ、デイサービスセンターひだまり、相談支援センター木馬館及び法人本部事務局	北海道稚内市萩見４丁目 1440 番地２	木造亜鉛メッキ鋼板葺２階建	（１棟） 678.33

２　土地

番号	用　　途	所　在　地	面　積 （平方メートル）
1	メゾンはまなす建物敷地	北海道稚内市はまなす２丁目 1103 番１及び 1103 番６	575.54
2	駐車場	北海道稚内市はまなす２丁目 979 番９	661.00
3	倉庫敷地	北海道稚内市はまなす１丁目 1134 番 15 及び 1134 番 16	547.76
4	手作り工房どーなつ建物敷地	北海道稚内市中央３丁目 62 番３	150.43

３　基本財産特定預金　100 万円